

## 災害復興にかかる移動相談所開設に関する協定書

株式会社読売新聞東京本社（以下、甲という。）と災害復興まちづくり支援機構（以下、乙という。）は、新聞社としての公的使命から被災地での救援活動を計画する甲と、専門士業団体により主体的に設立され、専門士業団体が横断的にかつ事前に連携をして災害復興を支援することを設立趣旨に掲げる乙のそれぞれの趣旨・活動に賛同し、今般、地震、風水害その他の災害により東京都内および近県に被害が発生し、被災住民の早期復興のため専門家による巡回相談事業を行う必要が生じた場合の相互協力に関して、本協定を締結する。

第1条 甲と乙とは、東京都内及び近県にて地震、風水害その他の災害が発生し、被災住民の早期復興、あるいは人権擁護のために必要と判断した場合には、甲は専門家による巡回相談事業を行うこととし、乙は、本協定に基づき、これに協力する。

第2条 前条により、専門家による巡回相談事業を行うこととした場合、甲は乙に対して、弁護士などの専門家等で構成する「巡回相談支援チーム」の派遣を要請することができる。

2 前項の「巡回相談支援チーム」の具体的名称については、甲乙において協議をする。

第3条 乙は、甲からの派遣要請があった場合、乙の会員等と協議・連携を図ったうえ、別表の専門家および学識経験者等のうちから「巡回相談支援チーム」を速

やかに編成し、派遣するよう努める。

第4条 甲は、本件事業については事業報告書を作成し、乙の要請に応じて提出することとする。

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、乙はこの協定を任意に解除することができる。

(1) 甲において、乙が相互協力をするに相応しくない行為があったと認められるとき

(2) 乙にとり公益上の見地から本件事業に協力することを中止する必要が生じたとき

(3) 前項の他、乙が本件事業に協力できない事情が生じたとき

2 前項の規定に基づき、乙がこの協定を解除したため甲に損害が生じても、乙はその賠償の責めを負わない。

第6条 甲の要請に基づく「巡回相談支援チーム」派遣に要する乙、乙の会員および派遣専門家らの費用の弁償等については、別に定めるものとする。

第7条 甲は、被災地での「巡回相談支援チーム」の活動状況については、乙の活動を含め、甲の紙面等で適宜紹介することに努める。

第8条 甲および乙は、平常時から、情報交換や模擬相談会を実施するなどして、連携強化に努めるものとする。

第9条 この協定の有効期間は本協定締結日から1年とする。但し、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲・乙のいずれからも何らの申出がないときは、さらに同一内容で1年間延長することとし、以降この例によるものとする。

第10条 この協定書の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

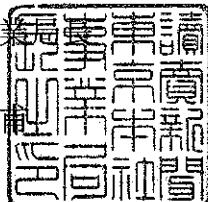
上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成20年7月29日

東京都千代田区大手町1丁目7番1号

甲 株式会社読売新聞東京本社

代表者取締役読売新聞東京本社事業部  
神田 俊輔



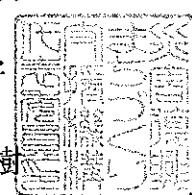
東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番3号

乙 災害復興まちづくり支援機構

代表者代表委員 岡本 政明

代表委員 山本 好

代表委員 中林 一樹



別表(第3条関係)

専門家	担当する相談業務の分野
弁護士	法律相談業務
司法書士	司法書士法に定める業務に関する相談業務
税理士	税務相談業務
行政書士	行政関係文書作成に関する相談業務
土地家屋調査士	土地家屋調査士法に定める業務に関する相談業務
社会保険労務士	労働・社会保険関連相談業務
中小企業診断士	災害復興計画の作成支援業務
不動産鑑定士	不動産調査関連相談業務
建築士	建築相談業務
再開発コーディネーター	復興基本計画作成支援業務
技術士	災害危険度の技術判断、地域防災力向上への技術支援、その他関連事項の技術相談
土地区画整理士	復興基本計画作成支援業務